

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保 する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

討論一覧(討論順掲載)

賛成討論 門原武志 議員

公契約法制定で公共事業の品質確保を

東郷町を含む全国の91の自治体が独自に公契約条例を制定している。「条例があれば全国一律の法律は不要」との意見もある。しかし公契約条例は自治体ごとの自主的な努力に依拠し、制度設計や適用範囲、実効性には地域間のばらつきがあり、条例だけでは全国の公契約事業従事者に安定した賃金と雇用を保障できない。すべての公契約労働者を守るために公契約法の制定が不可欠。入札不調が多発している。エネルギーや資材価格の高騰、人件費の上昇にもかかわらず適切な積算や価格設定がされていない。事業者は採算の取れない仕事はできないため、必要な公共サービスや工事が進まず、インフラ維持や住民生活に支障が出ている。国も「コストカット型経済からの脱却」や「安心して働き、暮らせる地域社会の構築」を掲げている。国の姿勢を示すためにも、公契約法制定で、公契約の公共性・社会的責任を明確化する必要がある。

賛成討論 中野まさひろ 議員

条例と同趣旨の法制定に反対理由はない!!

平成21年、公共サービスの受注をめぐる低価格過当競争により公契約事業従事者が低賃金や不安定雇用にさらされていることに対し、「公共サービス基本法」が制定された。

その第11条は、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定。

それを受けて本町では、令和2年第1回定例会において「東郷町公契約条例」が全会一致で可決、制定された。

そして、現在全国で90自治体、愛知県下では愛知県や東郷町を含め20自治体が公契約条例を制定している。本町の「公契約条例」と「公契約法」は目的を同じくしており、「公契約法」の制定を国に求めることに反対する理由はない。

反対討論 菱川和英 議員

この陳情は国において、公契約法の早期制定を求めています。東郷町は、令和2年4月1日に、公契約条例を制定しています。そのことを踏まえて、今この陳情を採択する必要はないと考えます。陳情第3号の採択には反対であると申し述べて、反対討論いたします。

反対討論 高橋道則 議員

この陳情に対して反対いたします、
この議会の場では無く、国会議員が発案して討論を行うのが適切だと考え、反対討論いたします。